写真左・86年11月6日、 写真右・91年3月の最高裁棄却の後、第二次再審への手がかり を求める研究会での小林さん(別年11月8日、支援する会事務所で) 支援する会発足集会での小林さん(労音会館で) (新証拠

会費は個人ー

ロー干円です(詳細は目頁)。

すノ





らき、

参加者は再審実現を誓い合い

裁決定に立ち会われた後、

原稿

たりしていましたが、

八月一二

本号に掲載)

の続きを執筆さ

体調をくずし、

池上中央病院に 逝去されまし

べておられました。

七月三〇日

0 (第 地

た。

九月五日、

報告・抗議集会をひ

決定に対し、

請求人・弁護団は直ち

◆さる七月三○日の横浜地

裁

。 棄却

護団、

支援会事務局の会議に欠かさ

つねに冷静沈着な意見をの

ず参加、

に東京高裁

へ即時抗告を行

いまし

ました。

次再審の有力な支え手であった小林 ◆第一次再審の請求人であり、

入院、

肺炎を併発、

た。

享年八六歲。



事件被害者、^{*}歴史の証人^{*}

「抗告理 京高裁

2 日 。 雑誌『大衆政治経済』 決をうけて出所、 検挙され、 であった『赤旗』 秋社に入社後まもなく、 英三郎さんが亡くなりました つきの判決をうけた後、 したかどで再度検挙、 東京大学文学部を卒業、 小林さんは一九三三 (昭和8) 逝去が惜しまれてなりませ 拷問、 そのあと人民戦線 配布にかかわって 執行猶予つきの判 再び執行 の編集に参加 当時非合法 青山 文芸春 一鉞治 (10 月 1猶予

原告団、

弁護団、

支援会事務局の精 小林さんの存在

は

かな人柄、

それでいて鋭く的確な意

強い意志―

温和な風貌と激することの

ない

神的支柱でありました。

心からの哀悼を捧げるとともに、

再

審を実現させ、

ご遺志にこたえた

(事務局・橋本

いと思います。

1996.11.20

〔事務局〕

〒101 東京都 千代田区猿楽町

松村ビル402

がら、

不屈の闘志をもやしつづけた 小林さんはおだやかな人柄な

人でした。

第一次再審請求以

来

原告団

弁

検挙されました。この経歴が示すよ

ここで横浜事件に遭遇、

みたび

一次請求人)の紹介で改造社に入

-4 - 8

203-3291-8066

ぜひ 「更新」 更新 をお願いしま

年度会費を納入の上、 をへて川年目に入ります。 てご支援をお願 これからが正念場、 いします! ぜひ次 続け

▼支援する会も結成満10年

東京高裁へ 抗告理由書《要約紹介横浜地裁から 抗告理由書

こでは要約・アレンジして骨子をご紹介します。 (文責・梅田) で主観的な判定を正面から論破した力作ですが、長文ですので、こ裁・第三刑事部宛て「抗告理由書」を提出しました。地裁のきわめ護団はただちに即時抗告をしましたが、その後九月三〇日、東京高さる七月三〇日の横浜地裁による「棄却」決定に対し、請求人・弁

占領下の異常な裁判

のです。 評論社)で語っています。 る弁護士の歩み』(一九六八年、 護人・海野普吉弁護士が回想録 か われた裁判のやりなおしを求めたも カ月、 れた法廷の様子を、 この再審請求は、 敗戦直後の大混乱の中で開 一九四五年九月一五日に行 H そのときの弁 本の敗戦から 日本 ああ

について、「そんなことはありませ とめられた人権派弁護士です。 代理事長のほか日弁連会長などをつ 件を担当、 のほかにも人民戦線事件や企画 が起訴状を読みます。 《実にこっけいな法廷です。 なお海野弁護士は戦前、 とみんな断わってしまうと、 戦後は自由人権協会の が事実の認否 横浜事 検察官 院 八 初 件

とをいった覚えだけはあります。 でい ら、 暴な裁判ですね そういうことを阻止しようとしたの とについては、 で、 くもなにをいったかよく覚えがない られたり、 なければならないように、ぶんなぐ 認めているようだね」、「それは認め 「受けました」と答える。 受けたね」という質問をします。 並達夫裁判長が、「こういう調 んですが、ただ「敗戦になった状態 こういう人々なんだ」というこ 連合軍から占領されたというこ そうしたんです」。 いということで、 (インタビュアー) 蹴とばされたりしたか 一体なにが原因か。 結審です。 それはそれ ず 「調書では 12 ぶん乱 がべを ぼ

す。(以下、略)》もっと堂々とやればよかったのでもっと堂々とやればよかったのですが、ほついては大いに恥じるのですが、裁判とはいえません。私もその点

ーリ号上で降伏文書の調印が行なわつづいて九月二日には横浜沖のミズビルに米太平洋軍総司令部を構え、ビルに米太平洋軍総司令部を構え、

地裁決定の。核心

今回の第二次再審請求で「新証拠」としたのは、雑誌『改造』に掲拠」としたのは、雑誌『改造』に掲表された細川嘉六氏の論文「世界史の動向と日本」でした。故小野康人氏の「犯罪事実」にこの細川論文を校正したことが挙げられているにもかかわらず、「証拠」として、このかんじんの論文が証拠欄に掲げられていなかったからです。

ており、 の犯罪事 定は次のような判断を下しました。 この決定の核心をなす部分です。 ージ数により細川論文が特定され 《原確定判決(注・敗戦直後の判決 ところがこの点について、 押収番 右論文掲載の 実欄には 号および (予審段階におけ (『改造』 『改造』 地 誌が 裁決 0

門の実態だったのです。野弁護士前掲書)横浜地裁での《裁付鉄砲でがたがた回っている」(海れた当時の、構内を米軍兵士が「剣

由書は、それへの反論です。 判。の実態だったのです。抗告理は、正常な裁判を、先の横浜地裁の決定 は、正常な裁判であり、何ら問題はなかったと判定したのです。抗告理なかったと判定したのです。抗告理なかったと判定したのです。

するのが自然である。 れを取り調べた上で判 ことなく判決をしたとはおよそ考え 決認定の犯罪事実の前提をなすもの き継がれていたことは明らかであ がたいところであり、 < ていた右 であるから、 啓蒙論文であるとの判断が原確定判 る。そして、この論文が共産主義的 原確定審においても すなわち、 論文を取り調べることな 原確定審が、 その内容を検討する (予審から)引 原確定審はこ 決をしたと解 押収され

ないか、 押収番号がつけられており、 態を理解しない、 もこの論文を取り調べたと理解する 数も記載されているから、 いが「自然である」というのです。 つまり、予審の段階で『改造』 しかしー と弁護団は反論します。 一これは当時 主観的 な判断では の異常な事 確定審で ページ に さんの墓前でビールを飲み、

思

れるお墓を後にしました。

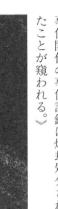
を新たにして、

富士に見守ら

焼却されていた 拠の『改造』は

直

事件関係の事件記録は焼却処分され 駐が迫った混乱時に、 が敗戦に終わった直後の米国軍の進 からです。---·調べの結果によれば、太平洋戦争 というのは、 横浜地裁自身がこう述べている 《当裁判所の事実取 第一次再審の決定 いわゆる横浜



貞 さん一周忌 小野

うが、 としても、現に係属中の事件記録ま か、 げることができなかったのではない ろ現存せず、だからこそ証拠欄に掲 たかどうかは明らかではない。 定審の公判当日、それが現存して ではたしかに で焼却されたとは到底考えがたい この「焼却」について、決定はま したがって、 《仮にそのような事実があった と弁護団は言うのです。 敗戦直後の混乱期をへた原確 『改造』は存在したろ 敗戦前年の予審段階 むし

二八日、小野新一、信子さんに 見ることができました。 を上ったところで、 の五名で墓前にお参りしました。 支援する会事務局の片岡、 案内され、 おり青い空に浮かぶ霊峰を仰ぎ に恵まれ、 富士霊園にあります。 山からバスで二〇分ほど入った で直行できる御殿場線・駿河小 れて一年。 酒豪だった小野康人さんと貞 お墓は、小田急ロマンスカー 途上で小野貞さんが亡くなら 昨年九月三〇日、 彼岸花の乱れ咲く坂 弁護団の大川先生と 一周忌を迎える九月 その名のと 第二次再審 幸い晴 梅田

> は「到底考えがたい」と判断するの 況であり、 と述べてい できない》と反論しました。 ない主観的判断であって、 係属中の事件記録まで焼却されたと れていた蓋然性も大きいのに、現に く焼却したことも十分考えられる状 拠物については、 これについても弁護団 一後の異常な事態の下では そのような異常な事態を理解し ました。 細川論文がすでに焼却さ 既決未決の区別な は 到底承服 こと証 敗 戦

裁判姿勢を批 判

0

る細川 た以上は本件で最も重要な証拠であ 審理はなされたであろう、 みを前提として、判決を書く以上は していたはずである、という思い込 所における常識が、そのまま戦時下 況」を「異常」としてとらえる想像力 そう考えるのが の裁判所においても常識として通用 を決定的に欠いているという点です。 特徴は、 に想像しているにすぎない。 ところで、 つまりそれは《いわば今日の裁判 こう指摘した上で弁護団は、 論文を取り調べたであろう 敗戦当時の「異常な状 今回の地裁決定の最大 「自然である」 審理をし 冒頭

> と結論づけたのです。 ニーの場に過ぎなかったのである。 の下での「公判」は、まさにセレモ の取引が成立している、という状況 人との間で阿吽の呼吸による事実上 む文献資料から当時の裁判状況を描 に紹介した海野弁護 このような 士の 《裁判所と弁護 П 想録を含

る。 このような裁判所の姿勢は、 対する国民の信頼を損なうものであ 人らの主張を簡単に退けているが、 常識とをアプリオリに同一視した上 う課題と取り組むのをことさら回避 裁判がなされたのではないか、とい **、原決定は、戦時下において異常な** さらにその結語は痛烈です。 その主観的判断にもとづき弁護 当時の裁判所と現在の裁判所の 司法に

◎抗告人 (再審請求人) 小野

小

信子

山 山本 本 大川 H 三野研太郎 下部 長作 隆司 祐子 郎

◎右両名弁護人

遺稿

私の体験的治安維持法物語

第

次再審請求人

林

英

郎

2

k

前号よりのつづき〉

この緊急勅令は、翌一九二九(昭和 この緊急勅令は、翌一九二九(昭和 この緊急刺令は、翌一九二九(昭和 当代議士は、議会当日右翼の手で暗殺 された。

特別高等警察部の設置

を中心として政治・思想運動の取締 察の特高課には、 締まり・弾圧の態勢を整備した。各警 察署に特別高等課を設け、 に拡大したもので、更にその下の各警 別高等課が設置されていたのを全国的 高等警察部を設置した。 持法改悪の緊急勅令を公布したのに引 年の大逆事件を機として警視庁に特 一弾圧機関であった。一九三二年には 政府は一 (外国人関係) 般の犯罪取り締まりとは独立し 七月一日全県警察部に特別 九二八年六月、 内鮮 特高 などの各係がおか (朝鮮人関係)、外 (共産主義運動 これは一九一 思想の取り 前記治安維

> されるとともに、 の下で行われたのである。 国民の動員はこういう治安維持法体制 井 察を駆使して、 の思想弾圧の担当者もおかれ、 検事局には思想検事というような専門 あった。 拡充はこうした情勢に対応したもので 動 年テーゼが発表されるなど、 共 「も益々拡大されて行った。 の激化の見られた年で、 産党の関係ではコミンテルンの三二 この年は五・一五事件 H 中戦争を経て、 さらに裁判所には思想判事、 弾圧の機構は益々強化 治安維持法適用の範 太平洋戦争へと 特高機関の が起こり 左右の運 満州事 特高警

検挙三回の経験

験が何回もあるという例は数え切れない。治安維持法による検挙を、横浜事件のときを含めて、三回経験した。そして、三回とめて、三回経験した。そして、三回とめで、三回経験した。そのことをある席で話した受けた。そのことをある席で話した。治安維持法による検挙を、横浜事件のときを含法による検挙を、横浜事件のときを含法による検挙を、横浜事件のときを含法による検挙を、横浜事件のときを含法による検挙を、

警視庁の特別高等課は部に昇格された

題は、 う点である。 と形はほぼ似ているが、 もいずれも二年 受けたということがないのである。 起訴されずに済んだとか、 うのは珍しいようである。 いほどあるが、三回とも執行猶予とい 拘禁期間 三回とも同じように執行猶予 (警察未決と合わせて) (横浜事件では 中身が大分違 逆に実刑を 私の場合、 一年半) 間

は、 決があったというのは 身のこれだけ違うものに同じような判 前後一〇年ばかり経過しているが、 うにはじめからのデッチあげである。 間と研究所を作り雑誌を発行したの った。二回目のときは合法的な形で仲 かどうかは別として)という状況であ ても仕方がない 月 八) 年七月、一九三六 (昭和 一二月、一九四四 三回というのは、 目は横浜事件で、 (横浜事件) 治安維持法違反に問われた。。 捕まれば治安維持法に引っ掛 であるが、 (治安維持法を認める これはご承知のよ (昭和一九) 九三三 (横浜事件の判 最初のとき 一一)年 (昭和 かっ 中

範囲がいかに拡大されたかを示すものでの一〇年の経過の間に治安維持法適用の決は少し事情を異にする点があるが)、そ決は少し事情を異にする点があるが)、そ

転向手記の問題

はないか。

判決がおりるのは、 法で捕まった者の殆どが転向手記を書 今更の弁解のように採られても困るの だと思うが、 あって世間を騒がせ、 私が初めて検挙された一九三三(昭和 転向の問題については、 いたと思う。 0 いのを承知で言えば、 向させる方針を採るようになったから 転向政策を採り、 八)年には、 の余裕があれば触れることにするが、 0 が裏付けになっていたようである。 通過儀礼のよなものになっていた。 場合も三回共転向の手記を書い 治安維持法違反事件で、 触れないが、 これも誤解を招きかねな 佐野・鍋山の転向声明 そしてその殆どが本気で 思想犯はなるべく たいてい 転向声明は一 政府もいわゆる 当時治安維持 また後で紙面 執 転向表明 た。 種 が

察でも裁判所でもむしろそのことは心察でも裁判所でもむしろそのことは心得ていたと思える節がある。第一本気で転向していたのなら、三度も繰り返して同じような転向手記が書ける訳がない。しかしいずれにしても名誉な話ではないし、あまり私事に亙ることを述べるのもどうかという気もするのだが、治安維持法とはどんな法律であったかの理解を得る一助にでもなればと、書き連ねる次第である。

執行猶予三回の経歴

私の執行猶予三回という経歴には、私の執行猶予三回という経歴には、り学生の身分がなくなった後であったり学生の身分がなくなった後であったことと関係があるような気がする。、当時でも一応大学の自治というようなことが言われていて、学生が捕まっても、起訴はせずに、処分を大学に任せも、起訴はせずに、処分を大学に任せも、起訴はせずに、処分を大学に任せるというところがあった。私も学生時るというところがあった。私も学生時代だったら起訴猶予ぐらいで済んだかもしれないのである。

であった。 であった。 であったが、偶然と言えるよ で学中に検挙されたかもしれない機

モップルで活動

高校出身の仲間たちと読書会をもった京大学文学部社会学科に入学し、同じ京大学文学部社会学科に入学し、同じ

持ち、次第に学部の代表から全学の班 手分けしてそれぞれの組織の仕事を受 盟などの組織もあったが、結局共青の 発な活動をしていた。他にR・S、モ りのメンバーがいたようで、 学科の班に所属した。全学的にはかな 学科の線で組織されていて、 りしているうち、共産主義青年同盟に 法の部分に属した。 的になっていて、私の仕事はその非合 ころ次第に合法性を奪われ、 動することになった。モップルはその 会中部地区のオルグと連絡を取って活 の責任者となり、モップル東京市委員 け持った。私はモップルの仕事を受け 組織とダブる形で、共青のメンバーが ップル(赤色救援会)、帝国主義反対同 当時共青の東大班は学部・ 半非合法 かなり活 私は社会

そのころ東大に共産党の細胞が結成されたという話を聞いた。活動が活発と思うが、それだけ大学当局や警察のと思うが、それだけ大学当局や警察のの年の秋から冬にかけて多数の被検挙者を出した。

私の同郷の友人で医学部にいたU君も逮捕された。中学の一年後輩で下宿も逮捕された。中学の一年後輩で下宿も近く、休暇には一緒に帰省するなども近く、休暇には一緒に帰省するなども近く、休暇には一緒に帰省するなども近く、大暇には一緒に帰省するなども近く、休暇には一緒に帰省するなどもが、というになった。

察しがついた。 りまは二九日の拘留で帰されてき と知らせてくれた。それで自 出たよ」と知らせてくれた。それで自 はない。それで自

ープだった。

下宿を移る

そのことは無関係なのだが、一二月 初めに下宿を移った。それまで浅草の 初めに下宿を移った。それまで浅草の 小島町にいたのを、大森の入新井に換 ったのである。特別の理由もなかった が、多少そのほうが都合がよかった。 が、年末近く、何か用事でも起こって が、多分東大の所轄の本富士警察だ たが、多分東大の所轄の本富士警察だ ろうと推測した。

は署名して退去した。

ん、というような誓約書であった。私

どんな処分を受けても構いませ

郷里の父からの手紙

しかしその後警察の沙汰もなく過ぎたが、二月になって郷里の父から手紙たが、二月になって郷里の父から手紙にと言って来た。手紙には大学学生部からの通達が同封されていた。それには「貴殿の令息の住所が不明なので至急当方へ連絡するよう手配されたい」というようなことが書いてあった。父というようなことが書いてあった。父というようなことが書いてあった。父というようなことが書いてあった。父

をよこしたのだろう。仕方がないので翌日学生部に出掛けると、正面の机に翌日学生部長が座っていて、「君が共産主義運動をやっているという話が耳に入るのだが、どうなんだ」と聞いた。当然のことに否認すると、「それではこれに署名出来るかね」と一枚の書類をれに署名出来るかね」と一枚の書類を広げた。見ると、将来共産主義運動に係わっていることが判明した場合に密わっていることが判明した場合に

推測だが、警察が来たとき移転先が分からず、大学に連絡してこのような分からず、大学に連絡してこのような処置をしたものだろう。私について、これ以上追及する根拠となるような事で、三月に無事卒業することが出来で、三月に無事卒業することが出来た。前に、偶然と言えるような事情で、と言ったのは、こんな経緯を言ったのである。

ジャーナリストを志望

「話の屑籠」という欄で「今度あたら えていたが、有名な就職難時代であっ えていたが、有名な就職難時代であっ た。殊に文学部の掲示板にはこれとい う採用公告も多くは見られなかった。 後で文芸春秋に偶然だが東大文学部出 身者ばかり六人が採用されたとき、菊 身者ばかり六人が採用されたとき、菊

のとおりであった。 だ」というように書かれたが、全くそ しく社員六名を採用したが、 他に就職の当てもない連中 皆文学部

ころが多く、 研究室に入った理由の一つもそんなと ころにあった。 か入社試験を受けたが、どれも失敗 もともと漠然とはジャーナリスト志 大学で社会学を選んだり、 機会も多かったので、幾 新聞社は一般公募のと 新聞

> 文芸春秋が初めてであったかもしれな 出版社で公募式の試験をやったのは、 最後に文芸春秋が残った。 当時

けた。これはお茶の水の文化学院の講 ばれたものが、 堂で行われたが、 最初文章を提出して、 第二次の筆記試験を受 三五〇人くらい その中から選

そのうち更に面接試験をして、

何人

か採用を決めると

文芸春秋社時代の小林さんご-家 (1946年2月) と文芸春秋の面接 来た。開けてみる 待もせず日が過ぎ ころにせず、 試験の通知であっ 手紙が転送されて た。ある日妹から いうことだった ろにしてあったの き住所を実際のと んでいた妹のとこ で別のところに住 結果を余り期 実は応募のと 東京

験はもう始まって 付けると、 大阪ビルにあった である。 文芸春秋社に駆け た。会場は地下 慌てて内幸町の 面接試

> 「この人は良いと思うよ」と言われた 部が並び、こちら側に面接を受ける五 テーブルの向う側に菊池寛、佐佐木茂 っとドアーを開けると、中央の大きな のレインボーグリルの一室だった。 のを覚えている が並んでいた。 ていないが、 試験の内容については記憶が残 斎藤龍太郎など数人の幹 途中で菊池寛氏が、 私を入れると六人だ 2

文芸春秋に

516

ので、 ンに従軍し、 とにしていた。その後戦時中フィリピ 東大文学部の出身者だった。江原君は 大学で共産青年同盟のメンバーだった 育学科の江原謙三の諸君などいずれも 結果は六人共採用ということであっ 戦後に社長になった池島信平、 社会学科で一緒だった柳沢彦三 顔見知りだったが、 敗戦後彼の地でなくなっ 知らないこ 教

だった。 る、一枚五〇銭、 に配属された。その時々話題になった その代わり月給は二五円、 定だったが、 |題を読物にして掲載するのが中心 最初は月給五〇円で三人採用する予 毎月三〇枚程度の原稿を書かせ 面接の結果六人にした という雑誌の編集部 計一五円ということ 不足を補う

> ともあった。 咢堂 (行雄) てエピソードを聞き出し特集にしたこ も発想は似ていたと言えるかもしれ 寛の発案と言われるが、「話」の創刊 もしれない。座談会という形式は菊池 たりした。 い。名士や有名人にインタビューをし 私も逗子におられた尾崎 氏をたずねて記事を作

を明けてみると、 文芸春秋の嘱託をして、 ておられた。 たが、三・一五事件の被告で、 国民救援会の会長などをして活躍され をもってこられた。難波さんは、 難波英夫氏が、 『改造』にも掲載されていた。 六月に入って、 『文芸春秋』に掲載されたが、蓋 転向宣言は特殊扱いされ 佐野・鍋山の転向宣 嘱託をしておられ 『中央公論』 校正などをし 当時は 戦後

活動を続け

受け取って、次のポストへ渡すリポ 預 部街頭連絡であった。受け取ってから ターの仕事が主であった。もちろん全 プル本部の仕事を手伝っていた。どう に住んでいた知り合いの日大の学生に の間手元におくのは危険なので、近所 次に渡すまで何日かの間があるが、そ いうポストか聞いてもいなかったが ○部ばかりの ってもらうことにした。 私は大学のときから引き続いてモッ 『赤旗』をある人から

七月に入ってその学生が、 軍事教

今の週刊誌に似ていると言えるか

手元におくことにした。で富士の演習場へ行くので、その間はで富士の演習場へ行くので、しばらく

数日してその学生が、朝早く、帰って来たからと言ってたずねて来て、 『赤旗』を読みたいと言って、一枚もって帰った。それまでも毎号読ませていたのである。これは厳密に言えば規 律違反かも知れないのだが、こちらも 『赤旗』を預けたりしている以上、それくらいの信用はしてもいいだろうという気があったし、少しでも影響を広められればという気もあってのことだめられればという気もあってのことだ

はじめて逮捕される

ところが、学生が帰って一時間もしないうちに、特高刑事二人に踏み込まれたのである。思いもかけぬことだったた。西神田警察だということだったか、なぜ西神田警察なのか見当もつかなかった。それまで、もし警察が来るなら東大の所轄の本富士警察だろうとばかり思っていたのだ。

所事たちは部屋に入るなり、「赤旗 知らないというと、すぐ家捜しを始め て、押し入れの隅のほうに見付からな て、押し入れの隅のほうに見付からな がようにといちおう隠しておいた『赤 がようにといちおう隠しておいた『赤旗

良く覚えている。それは、その翌日がこの日が七月一○日であったことを

田の夜行列車で郷里へ帰ることにして日の夜行列車で郷里へ帰ることにして日の夜行列車で郷里へ帰ることにしてすと、一笑に付して私を連行したのである。郷里では、私が何の連絡もなくある。郷里では、私が何の連絡もなくない。当時理由もなく徴兵検査に欠席すると、徴兵忌避で罰せられたのであると、徴兵忌避で罰せられたのであると、徴兵忌避で罰せられたのであると、徴兵検査は二年後保釈されて受けた。徴兵検査は二年後保釈されて受けた。徴兵検査は二年後保釈されて受けた。

後で分かったことだが、その日、日後で分かったことだが、その日、日まるのグループに入っていて、私のところで『赤旗』を受け取って帰ったところで『赤旗』を受け取っていて、私のところを逮捕され、『赤旗』を預けた学生のだった。その学生が左翼のメンバーのだった。その学生が左翼のメンバーになっていることを私は知らなかったた。知っていれば、『赤旗』を預けたけることを私は知らなかっただろう。これは私の迂間であった。

『赤旗』を見付けた刑事たちは、思いがけない獲物にありついた猟師のよけたり縛ったりはしなかったが、浴衣の下で足に軽く縄をかけて、走れないようにした。

車券を発行していなかったかららし 車券を発行していなかったかららし 車券を発行していなかったかららし 車券を発行していなか、とちょっと不審 に思ったが、省電は警察に対し無賃乗 に思ったが、省電は警察に対し無賃乗

取調べの様子

ついて来たのである。されていた。それで段々様子も見当がされていた。それで段々様子も見当が

時黙秘権ということがあったのかどう ある人から『赤旗』をうけとって次の り、モップル本部の仕事を手伝って ていたので、その範囲のことをしゃべ 程度警察に分かっていると見当を付け の出所だった。大学時代のことはある 高刑事が当たったが、 られても不利だという計算もはたら 来なかったし、 を数部もっている事実だけは否認も出 察もそんな説明はしなかった。『赤旗 人に渡したというふうに説明した。当 私の取り調べには、 知りもしなかったし、もちろん警 余り頑張って大物に見 西神田警察の特 狙いは 『赤旗

しい気がする。本富士警察だったら大だったことが、多少都合が良かったら取り調べの担当が、西神田署の特高

ただろうが、それもなかった。とだろうが、それもなかった。またがか、殆ど追及されなかったら、た、警視庁の特高の手にかかったら、た、警視庁の特高の手にかかったら、た、警視庁のは強さが、西神田署は所轄が違った

帰って来て怒って拷問を加えた。 帰って来て怒って拷問を加えた。 帰って来て怒って拷問を加えた。 帰って来て怒って拷問を加えた。 帰って来て怒って拷問を加えた。 帰って来て怒って拷問を加えた。 帰って来て怒って拷問を加えた。

(未完)

を引きとられました。心よりご冥福を引きとられました。心よりご冥福心にかけながら、去る十月二日に息

〈事務局〉

追悼 水倉あい子さん (支援する会

ました。

就會あい子さんが、さる九月一七日、肺癌で永眠されました。享年七日、肺癌で永眠されました。享年七日、肺癌で永眠されました。享年七日、肺癌で永眠されました。

三号に書いています 集室の雰囲気を、 獄 0 のもとの編集部が解体され、 と席を並べました。畑中繁雄編集長 ここで浅石晴世氏 出版文化研究室に配属されました。 浅石氏も、 県から上京、 研究室勤務となっていました。 一九四三 当時の緊張と不安に包まれた編 b 編集室から姿を消しまし 和田喜太郎氏 中央公論社に入社 和 永倉さんは本紙第 (横浜事件で獄死 (「編集室にもき 年五 浅石氏 (同じく 月、 書

社、四六年の同社再建に当たって再一九四四年の中央公論社解散で退



八四年の退職後、支援する会事務所で数々の名著を誕生させました。長となり、教養ジャーナリズムの分長となり、教養ジャーナリズムの分長となり、教養ジャーナリズムの分長となり、教養ジャーナリズムの分長となり、教養ジャーナリズムの分長となり、教養ジャーナリズムの分長となり、教養ジャーナリストの先達と

どがしのばれます。 濁におち入ったころ、 ていることから、その思い入れ われます。 がその活動の背後にあったように思 した。浅石さんや和田さんへの思い にもかかわらず、運動に献身されま 局に参加、 、熱心さでした。入院中、 横浜事件ということばを耳にし すぐ問い合わせをしてくるほど 会議の連絡が多少遅れる すでに高齢に入っていた 付き添いの人 意識こん のほ

▼なお、永倉さんのご遺族・賀山幸す。 (事務局・橋本進)お人柄でした。心から哀悼を捧げまお人柄でした。心から哀悼を捧げまお人柄でした。心から哀悼を捧げまました。

▼なお、永倉さんのご遺族・賀山幸 を感謝申し上げます。 で感謝申し上げます。 で感謝申し上げます。

カンパを寄せてくださった方々

さん) 雄三 鹿毛智 賀山幸子 近藤正巳 1) 鈴 5 木龍 月〉 〈8月〉西尾瑜香 大槻道夫 西 治 伊 福田詢 常雄 (故・永倉あい子さんの妹 藤千 石尾実 〈9月〉青山 岩波労組 上島佳子 里 小平克 î 〈6月〉 房子 月〉 鴨 若林しげ 天野あぐ 関原勇 春名 原良平 (10月) 外山 徹

みなさまからのおたより

◇抗議の集いのご案内頂きましたが ◇抗議の集いのご案内頂きましたが 会の成功を願っております。小野さ んご兄妹の努力に心から敬意を表し んご兄妹の努力に心から敬意を表し

さり恐縮です。 とと思いますが……。 さぞご家族もほっとされたことと思 月の集まりには出席したいと思って 丈夫だろうかと案じております。 ◇お忙しい中をいろいろご案内くだ います。まだまだ事件の解決は遠 墓地にご主人様ともども納骨され、 されて早や八ヶ月とのこと、 がとうございます。 ◇いつもニュースをお送り頂きあ 地裁決定もあり、 小野貞様が永眠 (若林しげ (橘祐典) 九

過ごし下さい。
(近藤正巳)
とのちほど何かの手立てをして拝見きのちほど何かの手立てをして拝見日の御資料などご面倒でも残して頂日の御資料などご面倒でも残して頂

❖事務局より

▼支援する会の会員数は一○月末現在で個人二六六名、団体一一です。 この一一月で一一年目に入りましたが、年々少しずつ減少、発足当時の が、年々少しずつ減少、発足当時の が、年々少しずつ減少、発足当時の が、年々少しずつ減少、発足当時の が、年々少しずつ減少、発足当時の が、年々少しずの減少、発足当時の

▼皆様 します。 ある方へ ぜひ会員更新と、 便振 13 の呼びかけをどうぞお 3 替 用紙を同封します 61 ろ大変と存じま また周囲の 願 1 0

入会申込。会費納入先

〒101 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル402 横浜事件・再審裁判を支援する会

- **☎** 03-3291-8066
- 〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円
- 郵 便 振 替 00130-7-150641 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所 など必要事項をご記入のうえ、お振り込 みください。
- 銀 行 振 込 富士銀行九段支店 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁 判を支援する会」